

住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大

(管理番号42・125)

11



令和4年10月
総務省自治行政局住民制度課

回答

所有者不明土地法に基づく土地所有者探索に係る事務及び森林法に基づく林地台帳作成・更新事務について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることとしたい。

加えて、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について、関係府省に調査及びヒアリングを行ったところであり、事務の内容を精査した上で、住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲を拡大することについて検討し、必要な措置を講じることとしたい。

提案のあった事務以外で、住民基本台帳ネットワークシステムの利用が想定される事務として検討中のものは次ページのとおり。

提案のあった事務以外で所有者不明土地対策として住基ネットの利用が想定される事務

○ 各府省に対して、所有者不明土地対策として住基ネットの活用が想定される事務について、調査を行ったところ、以下の事務について利用の意向があったことから、事務の内容を精査した上で、必要な措置を講じる。

n 森林経営管理法

・ 経営管理権集積計画の作成

↳ ・ 不明森林共有者、不明森林所有者の探索 等



n 不動産登記法

・ 法務局の地図作成事業・筆界特定制度における土地所有者等の調査



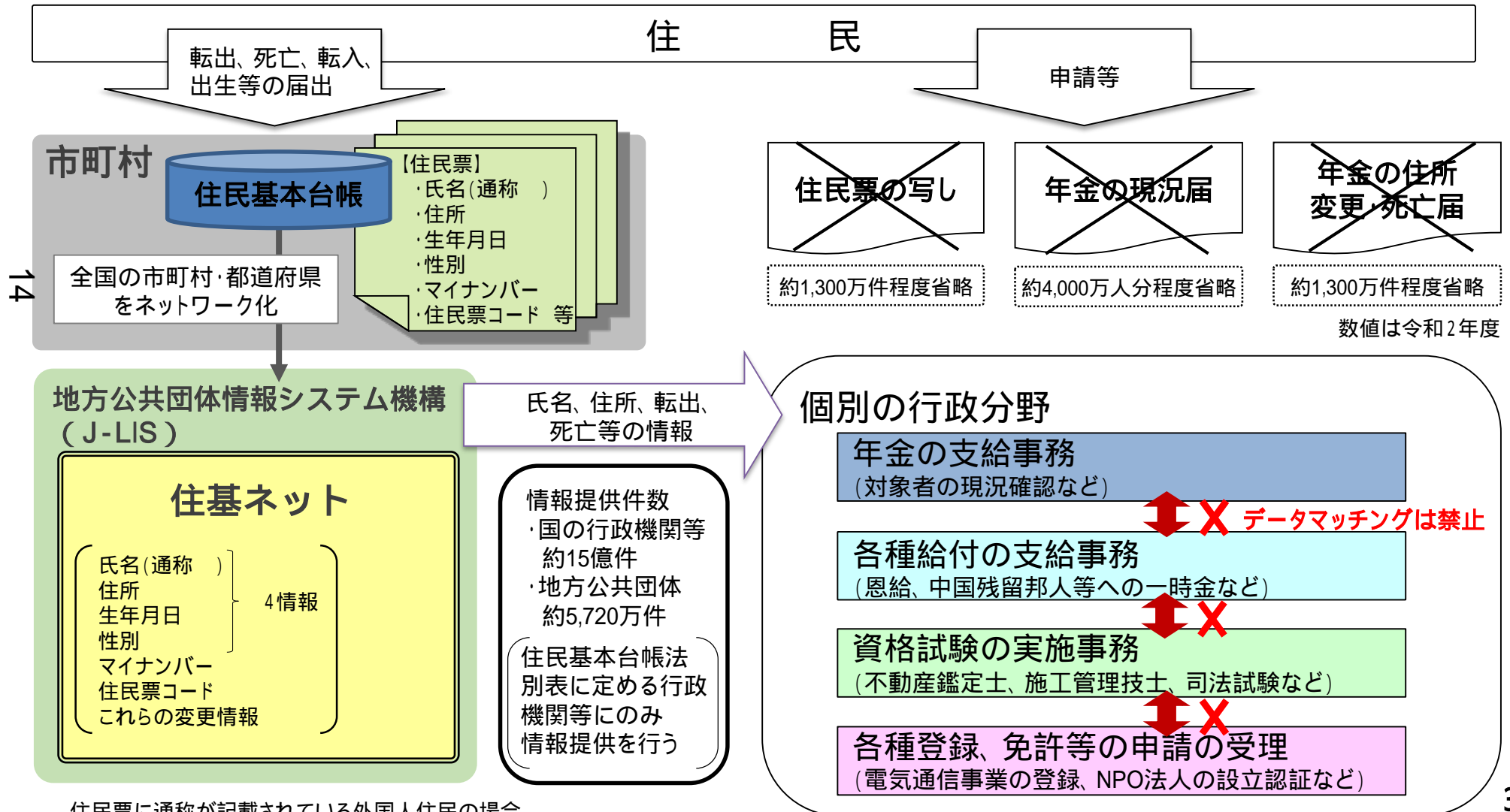
n 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律

・ 表題部所有者不明土地の所有者等の探索



等

- 平成11年8月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布
- 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働 (住民への住民票コード通知開始、行政機関への本人確認情報の提供)
- 平成15年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働 (住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化)
- 平成23年5月 住基ネット訴訟終結 (札幌訴訟勝訴最高裁確定)



住民票に通称が記載されている外国人住民の場合

セーフティネット保証等の認定事務について

2022年10月
中小企業庁

前回会合での御指摘事項

1. セーフティネット保証及び危機関連保証の事務手続のオンライン化

- システムのプロトタイプを構築するにあたり、自治体に過大な費用負担を求めるとシステムへの参加が進まない可能性があるため、しっかりと普及するようにはしていただきたい。

2. セーフティネット保証制度に係る認定機関の拡充

- 市区町村には、職員数が少ない、専門知識のある職員がいないといった問題がある。商工会議所等は経営支援のノウハウがあるため、認定機関を拡充することで、中小企業者が認定申請時に、より専門性のある商工会議所等から経営相談等の支援を受けることができるようになる。
- 認定事務を市区町村から商工会議所等に移管するということではなく、案件の内容や市区町村・商工会議所等の事務負担状況等に応じた対応ができるよう、認定機関の選択肢を増やすという観点からご検討いただきたい。
- 認定機関の拡充ついて、商工会議所等の意向を確認していただきたい。

セーフティネット保証等の認定事務手続きのオンライン化（追加的な対応）

- 前回会合における御指摘なども踏まえ、追加予算も確保した上で、以下3つの対応を実施することとした。

①システム利用にあたっての費用負担の考え方の整理（前回会合における御指摘を踏まえた対応）

本システムの全国展開に向け、自治体へのヒアリング等を通じて、利用想定や自治体の状況等を把握した上で、システム利用にあたっての費用負担の考え方を整理する予定。

②危機関連保証についても前倒しで本システムの対象化（御提案の一部を踏まえた対応）

当初、来年度以降にシステム対応する予定であった危機関連保証の認定事務に関しても、今年度中に前倒しでシステムの対象化を図る予定。

③各自治体で措置している制度融資利用にあたっての本システムの活用可能性の精査（実証事業において自治体から出た意見を踏まえた対応）

システムの利便性の向上の観点から、各自治体で措置している制度融資の利用にあたっての本システムの活用可能性について、自治体へのヒアリング等を通じて検討する予定。

商工会議所、商工会向けの調査結果

- 本年9月、セーフティネット保証等の認定に関し、商工会議所及び商工会でも認定可能とすることについて、全国団体である日本商工会議所(日商)、全国商工会連合会(全国連)に調査を実施。
- 調査結果は以下のとおり。

1. 日商・全国連共通

- ① 認定事務に対応できる体制の構築や予算の確保の難しさ、認定に当たっての誤指定・賠償責任等のリスクへの懸念等から、対応は困難。
- ② 認定事務の一部の業務を担うだけとしても、上記懸念に加え、負担軽減策としての電子申請が本当に現場で徹底されるのかといった懸念等から、対応は困難。
- ③ 自治体の業務負担の軽減は、認定事務の電子申請化によって図るべき。

2. 日商の意見

- 商工会議所の経営指導員は、令和2年度末時点で約3,400人であり、令和2年度は延べ約190万件の経営指導を実施。令和元年度は延べ163万件であり、経営指導員一人当たり年間約70件増加。担い手が限られる中であって、その安定的な継続のためには、地方自治体及び他の支援機関と実態を踏まえた適切な役割分担が必要。

3. 全国連の意見（個別商工会の声）

- 「行政の職員さんが大変なのは十分理解をしているつもりですが、限られた人数で多岐にわたる業務をこなしている商工会において、このような責任重大と思われる新たな業務を追加するということは、現場職員の精神的、肉体的負担を考慮すると安易にお引き受けすることができないのが率直な意見です。」

(参考) 商工会議所、商工会向けの調査概要

1. 期間：9月2日～9月16日
2. 対象：日商・全国連 ※必要に応じて会員に意見を聴取するなどして回答
3. 調査内容：
 - ①- 1：市町村が行うセーフティネット保証等の認定事務について、各地域の商工会議所、商工会が認定事務を担うことは可能か。
 - ①- 2：不可能な場合の理由は何か。
 - ②- 1：セーフティネット保証等の認定事務の一部（補助的業務）が業務追加されるといった場合、対応は可能か。
 - ②- 2：不可能な場合にの理由は何か。

商工会議所、商工会からの意見を踏まえた対応

- 日商、全国連からの回答も踏まえ、まずは、認定事務の電子申請化を進めることで事務負担の軽減を図る。
- 一方で、体制に不安を有する自治体があり、何らかの対応が必要であることは認識。
- このため、誤認定や賠償責任のリスクが生じにくい補助的業務※について、商工会、商工会議所をはじめ外部に委託できることを明確化する方向で調整を進めたい。その際、極めて否定的な回答を示している日商、全国連に対しては、「地域の事情を踏まえ、自治体と商工会議所等の両者の納得が得られた場合に委託することができる」選択肢との位置付けであることを改めて説明し、理解を得ることとしたい。

20

※売上減少要件に合致しているデータなのかの確認、申請書類等に不備等があった場合の指摘といった認定に当たっての事務の前捌きなど（認定主体は市区町村）

- なお、認定にかかる補助的業務であれば商工会、商工会議所をはじめ外部に委託することが法令的に可能。

<参考：地方公共団体が提供する公共サービス・事務について>

1. 法令上民間委託が不可能な業務
 - 公権力の行使
 - 交付・不交付の決定
 - 審査そのもの
2. 民間委託することが可能な業務
 - 事実上の行為
 - **補助的業務**

(出所)「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」(総務省行政管理局 公共サービス改革推進室 平成20年1月17日作成、令和元年6月24日一部改正)
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000628969.pdf) 等を基に中企庁にて作成。